

## 新潟県新潟清酒海外ブランド価値向上補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、外国人を対象とした新潟清酒の認知度向上に向けた取組や海外への新たな輸出に向けた取組等、県内の酒造会社が行う新潟清酒産業の活性化を図ることを目的とした事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付基準)

第2条 この補助金は、予算の範囲内において、別記に定める基準により交付するものとする。ただし、別記に定める補助対象者となる事業者（複数の事業者で構成される補助事業者においては構成する全ての事業者）及び事業計画に参加する事業者は、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

### (交付の条件)

第3条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 本補助金とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む。）から補助金等が支出されている事業でないこと。
- (2) 経費の配分の変更（第9条第1号に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の内容の変更（第9条第2号に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (6) この補助金により取得した資材・機材等を事業の完了によって処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の一部を県に納付させることがあること。
- (7) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けて処分した場合において相当の収入があったときは、その収入の全部又はその一部を県に納付させることがあること。
- (8) この補助金により取得し、又は効用の増加した財産及び資材・機材等は、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及びその証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で第19条第2項に規定する処分制限期間内にあるものについては、財産管理台帳及び関係書類を整備管理しなければならないこと。
- (11) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならないこと。
- (12) 補助事業完了後2年間は、事業の状況等を報告しなければならないこと。

#### (交付申請書)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の補助金交付申請書を、知事が指定する日までに知事に提出すること。また、交付決定額の変更を申請しようとする場合は、別記第2号様式の補助金変更交付申請書によるものとする。

2 申請は、次に掲げる申請要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 訪日外国人観光客や海外における新潟清酒の認知度向上等を対象とした取組であり、国内向けの取組ではないこと。
- (2) 新規事業であり、単なる継続事業や既存設備等の更新ではないこと。
- (3) 当該補助金の申請の取組が、交付を申請する日が属する会計年度の3月8日までに完了すること。

3 前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方税法の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表に定める方法により利益等を除外して交付申請をすること。ただし、申請時において利

益等の金額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### (交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第5条 知事は、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めた時は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 知事は、前条第3項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (交付の決定)

第6条 知事は、申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金交付の可否及び補助金の額を決定の上、速やかに交付の決定の通知を行う。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 知事は、第4条第4項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、別表に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

4 知事は、補助金の交付決定を受けた者が第2条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に県に取下げの申請をしなければならない。

#### (変更の承認等)

第8条 第6条による交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 経費の配分を変更しようとするとき。（次条に定める軽微な変更を除く。）

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。（次条に定める軽微な変更を除く。）

(3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

#### (軽微な変更の範囲)

第9条 第3条第2号及び前条第1号に規定する軽微な変更は、別記交付基準に掲げる同一事業区分又は事業区分間の補助対象経費の経費区分欄に掲げる各経費相互間のいずれか低い額の20パーセントを超えない経費の配分変更とする。

2 第3条第3号及び前条第2号に規定する軽微な変更は、補助金額の変更を伴わないものであり、かつ、総事業費及び補助対象経費の20パーセント以内の変更とする。

#### **(事業の中止又は廃止の承認申請)**

第10条 補助事業者は、第3条第4号の規定により、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ別記第4号様式による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### **(遅延等の報告)**

第11条 補助事業者は、第3条第5号の規定により、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となり、知事の指示を求める場合においては、速やかに別記第5号様式による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

#### **(実施状況報告)**

第12条 補助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、別記第6号様式による事業遂行状況報告書を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

#### **(実績報告)**

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（当該補助事業に係る補助事業者の補助対象経費全額の支払完了をもって補助事業の完了とし、第10条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の3月8日のいずれか早い日までに、別記第7号様式による実績報告書に添付書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 第1項の実績報告に当たって、補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### **(補助金の概算払)**

第14条 知事は、必要と認めるときは、補助金を概算払で交付するものとする。

2 補助金の概算払を受けようとする者は、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

### **(補助金の額の確定等)**

第 15 条 知事は、第 13 条第 1 項の実績報告書の提出があった場合は、当該報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第 9 条の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

### **(補助金の支払)**

第 16 条 知事は、前条の規定による額の確定後、遅延なく補助事業者へ補助金を支払うものとする。

### **(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)**

第 17 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第 9 号様式による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

### **(取得財産等の管理)**

第 18 条 補助事業者は、取得財産等について、別記第 10 号様式による取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理するとともに、当該明細表の写しを第 13 条で定める実績報告書に添えて提出すること。

### **(取得財産の処分の制限)**

第 19 条 規則第 19 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める財産は、この補助金により取得し、又は効用の増加した財産で、その取得価格又は効用の増加価格が 1 件 50 万円以上のものとする。

2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和 53 年 8 月通商産業省告示第 360 号)の別表の一の項に定める処分制限期間とする。

3 規則第 19 条の規定による知事の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記第 11 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

### **(事業の状況報告)**

第 20 条 第 3 条第 12 号の規定による事業の状況報告は、別記第 12 号様式により、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後の 6 か月経過毎に 2 年間、それぞれの期日から 20 日以内に知事に提出しなければならない。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 12 月 20 日から施行する。

## 別記 交付基準

### 事業区分Ⅰ：訪日外国人観光客誘客事業

#### 【補助対象者】

新潟県内の酒造会社（酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項に規定する酒類の製造免許を受けた者（以下同じ。））

#### 【補助対象事業】

訪日外国人観光客を対象とした酒蔵を巡る新規ツアーの造成やサイン看板整備、ホームページの多言語化等訪日外国人観光客の誘客に向け、酒造会社又は酒造会社等で構成する企業グループが提案する効果的な取組。ただし、補助対象事業は、新たな取組に限るものとし、既存設備等の維持・補修工事等を除くものとする。

#### 【補助対象経費】

経費区分	内 容
謝 金	講師、アドバイザー等への謝金
旅 費	アテンド職員旅費、講師、アドバイザー等費用弁償旅費
企画・制作費	ツアー造成等に係る訪日外国人観光客誘客に係る企画・制作費（補助対象経費の1／2を上限）
環境整備費	訪日外国人観光客の誘客に資する環境整備費等
印刷製本費	ポスター、商品パンフレット等広告宣伝を含む印刷費
通信運搬費	顧客DM発送料、電話料、運送費等
通訳・翻訳費	訪日外国人観光客に対応するための通訳手配費用、ホームページや広告物等にかかる外国語翻訳費用等
委 託 料	ホームページ制作委託、ツアー造成等関連委託費
会場借上料	会場賃借料、ブース賃借料、展示会等出展負担金等
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

注 1 補助対象期間内に支払手続が行われた経費に限るものとする。

2 補助対象外経費：

- ・ 飲食費、交際費その他娯楽に要する経費
- ・ 振込手数料、公租公課
- ・ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

#### 【補助率】

1／2以内

#### 【1社当たりの1年度内の補助限度額（事業区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢの合算）】

250千円

## 事業区分Ⅱ：国際コンテスト等出品事業

### 【補助対象者】

新潟県内の酒造会社

### 【補助対象事業】

自社製品等を国際的な認証機関等（以下「国際コンテスト等」という。）に出品し、国際的に優れた製品等であることを証明する認証等を受ける事業について、自社製品等の高付加価値化及び競争力強化を図ることを目的とする以下の要件を満たす取組

- 1 外国語で情報発信を行う国際コンテスト等であること。
- 2 過去3年以内に出品したことのない国際コンテスト等であること。
- 3 過去3年以内に出品した国際コンテスト等においては、
  - (1) 新たな部門に出品する取組
  - (2) 過去3年以内に出品した部門において、過去3年の最大出品数を超過して出品する場合の当該超過出品にかかる取組

例：Aコンテストにおける過去3年及び補助対象年の部門別出品状況

○年：純米酒部門：2品

×年：純米酒部門：1品

△年：純米吟醸酒部門：3品、純米酒部門：2品

補助対象年：純米吟醸酒部門：4品、純米酒部門：3品、普通酒部門：2品

→ 過去3年の最大出品数が、純米吟醸酒部門：3品、純米酒部門：2品、普通酒部門：新規であることから、純米吟醸酒部門：1品、純米酒部門1品、普通酒部門2品にかかる出品が補助対象

### 【補助対象経費】

経費区分	内 容
出品費用	国際コンテストへの出品（エントリー）に伴う認証機関等に支払う経費、登録費用
翻訳費	申請書類等の作成に係る外国語翻訳に要する経費
出品代行費	国際コンテストへの出品に係る業務を代理店等に代行又は委託する場合に要する経費
輸送費	出品物の梱包又は運搬に要する経費（燃油サーチャージ、関税等を含む。）
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

注 1 補助対象期間内に支払手続が行われた経費に限るものとする。

2 補助対象外経費：事業区分Ⅰと同じ。

### 【補助率】

1 / 2 以内

### 【1社当たりの1年度内の補助限度額（事業区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢの合算）】

250千円



### 事業区分Ⅲ：海外輸出事業

#### 【補助対象者】

新潟県内の酒造会社

#### 【補助対象事業】

海外を対象とした日本酒の輸出に関する取組であり、過去3年以内取引を行っていない海外における新たな取引先との交渉等にかかる取組

#### 【補助対象経費】

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザー等への謝金
旅 費	契約交渉のために渡航する者の旅費
研究開発費	パッケージ改良等海外仕様に変更するために必要な経費等
通訳・翻訳費	契約交渉にかかる通訳費用及び契約書類（交渉に必要な書類含む。）の作成に係る外国語翻訳に要する経費
法務費	海外の輸入者との契約書類作成に要する経費（翻訳費用除く。）
印刷製本費	外国語版資料等作成・印刷費
各種検査・証明書等 取得費	新規に輸出を開始するに当たって必要な各種検査料及び証明書等取得費用
その他特に必要と認 める経費	内容については、事前に協議すること。

- 注 1 補助対象期間内に支払手続が行われた経費に限るものとする。  
2 補助対象外経費：事業区分Ⅰと同じ。

#### 【補助率】

1 / 2 以内

#### 【1社当たりの1年度内の補助限度額（事業区分Ⅰ、Ⅱ及びⅢの合算）】

250千円

## 別表

### 補助事業における利益等排除の方法

補助事業における利益等排除の方法は次のとおりとする。

1 利益等排除の対象となる調達先
<p>補助事業者が以下の(1)から(3)までのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とする。</p> <p>利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方式に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いる。</p>
(1) 補助事業者自身
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業
(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)
2 利益等排除の方法
(1) 補助事業者の自社調達の場合 原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。
(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合 取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。
(3) 補助事業者の関係会社(上記(2)を除く。)からの調達の場合 取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(注) 「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。